

10年保存

基発 0901 第 4 号
平成 22 年 9 月 1 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

「技能実習生の法定労働条件の履行確保のための出入国管理機関
との相互通報制度について」の一部改正について

技能実習生の法定労働条件の履行確保のための出入国管理機関との相互通報
制度の実施については、平成 18 年 5 月 31 日付け基発第 0531001 号「技能実習
生の法定労働条件の履行確保のための出入国管理機関との相互通報制度につい
て」により指示しているところである。

今般、改正された出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）が本
年 7 月 1 日から施行され、また、新たに「技能実習生の入国・在留管理に関す
る指針（平成 21 年 12 月法務省）」が策定されたこと等を踏まえ、当該通達につ
いて、別紙のとおり改正することとしたので、この的確な実施に遺漏なきを期
されたい。

「技能実習生の法定労働条件の履行確保のための出入国管理機関との相互通報制度について」の一部改正について（平成 22 年 9 月 1 日付け基発 0901 第 4 号）新旧対照表

改正後	現行
<p>基発第 0531001 号 平成 18 年 5 月 31 日 改正 基発 0901 第 4 号 平成 22 年 9 月 1 日</p>	<p>基発第 0531001 号 平成 18 年 5 月 31 日</p>
<p>都道府県労働局長 殿</p>	<p>都道府県労働局長 殿</p>
<p>厚生労働省労働基準局長 (公 印 省 略)</p>	<p>厚生労働省労働基準局長 (公 印 省 略)</p>
<p>技能実習生の法定労働条件の履行確保のための出入国 管理機関との相互通報制度について</p>	<p>技能実習生の法定労働条件の履行確保のための出入国 管理機関との相互通報制度について</p>
<p>技能実習生に係る法定労働条件の履行確保については、これまで重点的に監督指導等を実施しているところであるが、依然として、<u>実習実施機関においては、労働基準関係法令違反が少なからず認められ、中には社会的に問題化した事案も発生している。</u> <u>については、技能実習生の法定労働条件の履行確保を図るため、労働基準監督機関と出入国管理機関との間における相互通報制度の的確な実施に遺憾なきを期されたい。</u> なお、本件については、法務省入国管理局と協議済みであることを申し添える。</p>	<p>技能実習生に係る法定労働条件の履行確保については、これまで平成 5 年 10 月 6 日付け基発第 592 号「<u>技能実習制度の導入に伴う労働基準行政の運営について</u>」等に基づき監督指導等を実施しているところであるが、依然として、<u>技能実習生の受入れ事業場においては、労働基準関係法令違反が少なからず認められ、中には社会的に問題化した事案も発生している。</u> <u>このため、今般、労働基準監督機関と出入国管理機関が相互に必要な情報を提供し、所要の措置を講ずることにより、技能実習生の法定労働条件の履行確保を図ることを内容とする相互通報</u></p>

記

1 通報事案

- (1) 労働基準監督機関から出入国管理機関への通報事案
労働基準監督機関において実習実施機関に対して監督指導等を実施した結果、技能実習生に係る労働基準関係法令違反が認められた事案とすること。
- (2) 出入国管理機関から労働基準監督機関への通報事案
出入国管理機関において実習実施機関を調査した結果、技能実習生に係る労働基準関係法令違反の疑いがあると認められた事案とすること。

2・3 略

4 通報事案の処理

- (1) 略
- (2) 労働基準監督機関から出入国管理機関に対する通報については、同機関において調査等が行われ、「技能実習生の入国・在留管理に関する指針（平成21年12月法務省）」に基づき不正行為認定等の措置を講じた結果について回報されることとなっていること。

5 略

制度を実施することとしたので、この的確な実施に遺憾なきを期されたい。

なお、本件については、法務省入国管理局と協議済みであることを申し添える。

記

1 通報事案

- (1) 労働基準監督機関から出入国管理機関への通報事案
労働基準監督機関において技能実習生の受入れ事業場に対して監督指導等を実施した結果、技能実習生に係る労働基準関係法令違反が認められた事案とすること。
- (2) 出入国管理機関から労働基準監督機関への通報事案
出入国管理機関において技能実習生の受入れ事業場を調査した結果、技能実習生に係る労働基準関係法令違反の疑いがあると認められた事案とすること。

2・3 略

4 通報事案の処理

- (1) 略
- (2) 労働基準監督機関から出入国管理機関に対する通報については、同機関において調査等が行われ、「研修生及び技能実習生の入国・在留管理に関する指針（平成11年2月法務省公表）」に基づき不正行為認定等の措置を講じた結果について回報されることとなっていること。

5 略